

1-ナフタレン酢酸（案）

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：1-ナフタレン酢酸 [1-Naphthaleneacetic acid (ISO)]

(2) 用途：植物成長調整剤

オーキシン様活性を示す植物成長調整剤である。植物の成長に対して使用時期や濃度により阻害または促進作用を示し、温州みかんの幼果の生理落果助長及び夏秋梢伸長抑制、りんご、なし、かんきつ等の成熟期の収穫前落果抑制、果菜類の着果促進、果実肥大、挿木発根伸長促進等の作用がある。

(3) 化学名：

2-(1-naphthyl)acetic acid (IUPAC)

1-naphthaleneacetic acid (CAS)

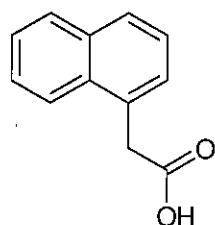
※参考：1-ナフタレン酢酸ナトリウム

Sodium 2-naphthalene-1-ylacetate (IUPAC)

1-naphthaleneacetic acid, sodium salt (CAS)

(4) 構造式及び物性

1-ナフタレン酢酸



分子式

$C_{12}H_{10}O_2$

分子量

186.21

水溶解度

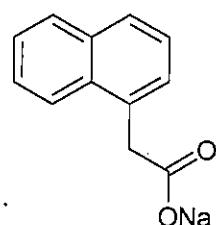
0.42 g/L (26°C)

分配係数

—

※参考：

1-ナフタレン酢酸ナトリウム



$C_{12}H_9O_2Na$

208.19

295.5 g/L (20°C)

$\log_{10}P_{ow} = 4.11$ (25°C, pH 3)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 国内での使用方法

① 22.0% 1-ナフタレン酢酸ナトリウム水溶剤

作物名	使用目的	希釀 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	NAA ^{注)} を含む 農薬の 総使用 回数
温州みかん	摘果	500～ 1000 倍	250～ 500 L/10a	一次生理落果発生期(満開 10～20 日後)	1 回	立木 全面 散布 又は 枝別 散布	4 回以内(生理落果発生期は 1 回以内、生理落果発生後は 3 回以内)
		1000～ 1500 倍		二次生理落果発生期(満開 20～40 日後)			
	結果母枝の充実、着花促進	1000～ 2000 倍		夏秋梢萌芽時及び再萌芽時ただし、収穫前日まで	2 回		
	夏秋梢伸長抑制	1000～ 2000 倍		新梢萌芽前ただし、収穫前日まで	2～3 回		
かんきつ (温州みかんを除く)	摘果	1000～ 1500 倍	250～ 500 L/10a	生理落果発生期(満開 10～50 日後)	1 回	立木 全面 散布 又は 枝別 散布	3 回以内(果実肥大期は 2 回以内)
	夏秋梢伸長抑制	1000～ 2000 倍		新梢萌芽時及び再萌芽時ただし、収穫前日まで	2～3 回		
	果実肥大促進	4000～ 8000 倍		果実肥大期ただし、収穫前日まで	2 回		
	後期落果防止	1000 倍		果実着色期～収穫予定 14 日前	1～2 回		
オリーブ (交互結実栽培の非収穫年樹)	全摘果	1500～ 2000 倍		非収穫年の満開期	1 回	散布	1 回

注) 1-ナフタレン酢酸 (以下同)

② 0.2% 1-ナフタレン酢酸ナトリウム液剤

作物名	使用目的	希釗倍数	散布液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	NAAを含む農薬の総使用回数
メロン	ネット形成促進及び果実肥大促進	1000～4000倍	100～200 ml/株	縦ネット発生期～横ネット発生期。ただし、収穫3日前まで	2回以内	散布	2回以内
かぼちゃ	着果促進	10～40倍	0.5ml/花	開花当日	花に1回	雌花柱頭に噴霧	1花につき1回

③ 4.4% 1-ナフタレン酢酸ナトリウム水溶剤

作物名	使用目的	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	NAAを含む農薬の総使用回数
りんご	つる割れ軽減	3000倍	300～600 L/10a	満開 20～30日後	1回	立木全面散布	3回以内
	収穫前落果防止	1000～2000倍		収穫開始予定日の21～4日前	2回以内		2回以内

(2) 海外での使用方法(米国)

5.68% 1-ナフタレン酢酸アンモニウム液剤

作物名	使用目的	希釗倍数	使用液量	使用時期	使用方法
とうとう	裂果軽減	50000倍 (0.25 fl oz/100 gallon)	100～500 gallon/acre	満開 30～35日後 ただし、収穫30日前まで	散布

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

①分析対象の化合物

1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む）

②分析法の概要

【国内】

試料から塩酸酸性下アセトンで抽出し、抱合体を酸加水分解した後、多孔性ケイソウ土カラム及びシリカゲルカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ（FL）を用いて定量する。

または、加水分解物を、ジエチルエーテルに転溶後シリカゲルカラムで精製、あるいは、多孔性ケイソウ土カラム、シリカゲルカラム、トリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲル（SAX）カラム、又は、多孔性ケイソウ土カラム、アセトニトリル／ヘキサン分配、ベンゼンスルホニルプロピルシリル化シリカゲル（SCX）カラムで精製した後、液体クロマトグラフ・質量分析計（LC-MS 又は LC-MS/MS）を用いて定量する。

定量限界：0.008～0.02 ppm

【海外】

試料に0.02 mol/L炭酸ナトリウム溶液を加えてホモジナイズした後、5 mol/L塩酸を加えて酸性下加熱する。ベンゼンで抽出し、塩基性アルミナカラムで精製した後、ジクロロメタンに転溶する。三フッ化ホウ素・メタノール溶液でメチル化し、メチル化体をヘキサンに転溶する。シリカゲルカラムで精製した後、高速液体クロマトグラフ（UV）を用いて定量する。

定量限界：0.04 ppm

(2) 作物残留試験

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2を参照。

4. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めた1-ナフタレン酢酸に係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

① ADI

無毒性量：15 mg/kg 体重/day

（動物種） イヌ

（投与方法） カプセル経口

（試験の種類） 慢性毒性試験

（期間） 1年間

安全係数：100

ADI : 0.15 mg/kg 体重/day (1-ナフタレン酢酸ナトリウムとして)

なお、評価に供された遺伝毒性試験の *in vitro* 試験の一部で弱陽性の結果が得られたが、*in vivo* 試験では陰性の結果が得られたので、1-ナフタレン酢酸には生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

② ARfD

無毒性量 : 15 mg/kg/day 体重
(動物種) ラット
(投与方法) 強制経口
(試験の種類) 発生毒性試験
(期間) 妊娠 4~20 日

安全係数 : 100

ARfD : 0.15 mg/kg 体重 (1-ナフタレン酢酸ナトリウムとして)

5. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。
米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、とうとう等に、EUにおいてりんご、なし等に、豪州においてりんご、なし等に、ニュージーランドにおいて温州みかん等に基準値が設定されている。

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象

1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む）とする。

作物残留試験において、1-ナフタレン酢酸ナトリウムの検討が行われているが、1-ナフタレン酢酸として分析がなされていること及び諸外国の規制状況を考慮し、農産物の規制対象を1-ナフタレン酢酸とした。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においては、農産物中の暴露評価対象物質として1-ナフタレン酢酸（ナトリウム塩及び抱合体を含む）を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

①長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。なお、暴露評価には、1-ナフタレン酢酸ナトリウムのADI (0.15 mg/kg 体重/day) に分子量比0.89を乗じて、1-ナフタレン酢酸に換算した値 (0.13 mg/kg 体重/day) を用いた。

	TMDI ^{注)} / ADI (%)
一般 (1歳以上)	1.7
幼小児 (1~6歳)	6.1
妊婦	2.1
高齢者 (65歳以上)	1.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

②短期暴露評価

各食品毎に短期推定摂取量(ESTI)を推計したところ、一般(1歳以上)及び幼小児(1～6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量(ARfD)を超えていない^{注)}。詳細な暴露評価は別紙4-1及び4-2を参照。なお、暴露評価には、1-ナフタレン酢酸ナトリウムのARfD (0.15 mg/kg) に分子量比0.89を乗じて、1-ナフタレン酢酸に換算した値 (0.13 mg/kg) を用いた。

注) 基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。

1-ナフタレン酢酸 作物残留試験一覧表

農作物	試験 圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ^{注1)} 【1-ナフタレン酢酸 (抱合体を含む)】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
温州みかん (果肉)	2	22%水溶剤	500~1000倍散布 350, 200 L/10a	4	1, 8, 21, 42	圃場A : 0.029 圃場B : 0.009
温州みかん (果皮)	2	22%水溶剤	500~1000倍散布 350, 200 L/10a	4	1, 7, 21, 42	圃場A : 6.15 圃場B : 3.02
温州みかん (果肉)	2	22%水溶剤	500~1000倍散布 500, 160 L/10a	4	1, 7, 21, 42	圃場A : 0.200 (4回、42日) 圃場B : 0.107
温州みかん (果皮)	2	22%水溶剤	500~1000倍散布 500, 160 L/10a	4	1, 7, 21, 42	圃場A : 12.7 圃場B : 3.98
温州みかん (果肉)	2	22%水溶剤	500~750倍散布 500, 160 L/10a	4	1, 3, 7, 14	圃場A : 0.107 (4回、14日) 圃場B : 0.086
温州みかん (果皮)	2	22%水溶剤	500~750倍散布 500, 160 L/10a	4	1, 3, 7, 14	圃場A : 16.3 圃場B : 7.56 (4回、3日)
夏みかん (果実)	2	22%水溶剤	1000倍散布 500 L/10a	3	1, 3, 7, 14	圃場A : 0.214 (3回、3日) 圃場B : 0.625 (3回、14日)
夏みかん (果実)	2	22%水溶剤	1000倍散布 500, 1900 L/10a	3	1, 7, 14, 28	圃場A : 0.666 圃場B : 1.84 (#) ^{注2)}
すだち (果実)	1	22%水溶剤	1000倍散布 780 L/10a	3	1, 3, 7, 14	圃場A : 2.15 (3回、1日) (#)
かぼす (果実)	1	22%水溶剤	1000倍散布 500 L/10a	3	1, 3, 7, 14	圃場A : 1.76
りんご (果実)	2	4.4%水溶剤	1000倍散布 375, 500 L/10a	4	1, 3, 7, 14	圃場A : 0.144 (4回、3日) (#) 圃場B : 0.028 (4回、3日) (#)
なし (果実)	2	4.4%水溶剤	1000倍散布 250, 240 L/10a	4	1, 3, 7, 14	圃場A : 0.045 (4回、3日) (#) 圃場B : 0.066 (4回、7日) (#)
メロン (果肉)	2	0.2%液剤	250倍散布 800, 400 L/10a	3	3, 7, 14	圃場A : 0.078 (3回、7日) (#) 圃場B : 0.040 (3回、3日) (#)
かぼちゃ (果実)	2	0.2%液剤	10倍散布 0.5 ml./子房	1	37, 44, 51 36, 43, 50	圃場A : <0.008 (1回、37日) 圃場B : <0.008 (1回、36日)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

(別紙1-2)

1-ナフタレン酢酸 海外作物残留試験一覧表

農作物	試験 圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ^{注1)} 【1-ナフタレン酢酸(抱合体を含む)】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
とうとう (果実)	2	2 ppm NAA	散布	1	2時間	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04

NAA:1-ナフタレン酢酸

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.03		申			<0.008,<0.008
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.078(#),0.040(#)
みかん	0.5	0.5	○			0.200,0.107
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.666,1.84(#)(\\$)
レモン	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
ライム	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			2.15(すだち)(#), 1.76(かぼす)
りんご	0.5	0.5	○			0.144(#)(\\$),0.028(#)
日本なし	0.3	0.3	○			0.045(#),0.066(#)
西洋なし	0.3	0.3				
マルメロ	0.3	0.3				
とうとう(チェリーを含む。)	0.1	0.1		0.1	米国	【<0.04(n=2)(米国)】
その他の果実	0.1	0.1				
その他のスパイス	20	20	○			3.98, 12.7(\\$)(みかん果皮)

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(別紙3)

1-ナフタレン酢酸推定摂取量 (単位 : $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	一般 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.03	0.3	0.1	0.2	0.4
メロン類果実	0.2	0.7	0.5	0.9	0.8
みかん	0.5	8.9	8.2	0.3	13.1
なつみかんの果実全体	5	6.5	3.5	24.0	10.5
レモン	5	2.5	0.5	1.0	3.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	35.0	73.0	62.5	21.0
グレープフルーツ	5	21.0	11.5	44.5	17.5
ライム	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	5	29.5	13.5	12.5	47.5
りんご	0.5	12.1	15.5	9.4	16.2
日本なし	0.3	1.9	1.0	2.7	2.3
西洋なし	0.3	0.2	0.1	0.0	0.2
マルメロ	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
おうとう (チェリーを含む。)	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
その他の果実	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2
その他のスパイス	20	2.0	2.0	2.0	4.0
計		121.3	130.0	160.7	137.3
ADI比 (%)		1.7	6.1	2.1	1.9

TMDI : 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

1-ナフタレン酢酸推定摂取量（短期）：一般（1歳以上）

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}\text{ 体重/day}$)	ESTI/ARFD (%)
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	かぼちゃ	0.03	0.03	0.3	0
メロン類果実	メロン	0.2	0.2	3.4	3
みかん	みかん	0.5	0.5	4.7	4
なつみかんの果実全体	なつみかん	5	5	62.1	50
レモン	レモン	5	5	10.5	8
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	オレンジ	5	5	47.0	40
	オレンジ果汁	5	5	49.7	40
グレープフルーツ	グレープフルーツ	5	5	86.1	70
	きんかん	5	5	12.0	9
その他のかんきつ類果実	ぽんかん	5	5	52.6	40
	ゆず	5	5	7.9	6
	すだち	5	5	7.9	6
りんご	りんご	0.5	0.5	7.1	5
	りんご果汁	0.5	0.5	5.3	4
日本なし	日本なし	0.3	0.3	4.5	3
西洋なし	西洋なし	0.3	0.3	4.2	3
おうとう（チェリーを含む。）	おうとう	0.1	0.1	0.2	0
その他の果実	いちじく	0.1	0.1	0.8	1

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

1-ナフタレン酢酸推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値※ (ppm)	評価に用いた数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}\text{ 体重/day}$)	ESTI/ARfD (%)
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	かぼちゃ	0.03	0.03	0.5	0
メロン類果実	メロン	0.2	0.2	5.9	5
みかん	みかん	0.5	0.5	13.7	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	オレンジ	5	5	134.7	100
	オレンジ果汁	5	5	89.2	70
りんご	りんご	0.5	0.5	16.0	10
	りんご果汁	0.5	0.5	16.9	10
日本なし	日本なし	0.3	0.3	8.6	7

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

(参考)

これまでの経緯

- 平成 17 年 11 月 29 日 残留農薬基準告示
- 平成 19 年 7 月 30 日 農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：みかん、りんご等）
- 平成 19 年 8 月 6 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成 20 年 7 月 24 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成 21 年 6 月 4 日 残留農薬基準告示
- 平成 23 年 1 月 12 日 農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かんきつ（みかんを除く））
- 平成 23 年 2 月 8 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成 23 年 9 月 8 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成 24 年 12 月 28 日 残留農薬基準告示
- 平成 26 年 3 月 24 日 農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かぼちゃ）
- 平成 26 年 7 月 1 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成 27 年 2 月 3 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成 27 年 5 月 26 日 薬事・食品衛生審議会への諮問
- 平成 27 年 6 月 3 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
○大野 泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斎藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 瞳子	日本生活協同組合連合会組織推進本部環境事業推進部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性和分子生物学教授
鶴渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

1-ナフタレン酢酸

食品名	ppm	残留基準値
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.03	※今回基準値を設定する1-ナフタレン酢酸とは、1-ナフタレン酢酸(抱合体を含む)とする。
メロン類果実	0.2	
みかん なつみかんの果実全体	0.5	注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
レモン	5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	
グレープフルーツ	5	
ライム	5	
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	5	注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
りんご	0.5	
日本なし	0.3	
西洋なし	0.3	
マルメロ	0.3	
おうとう(チェリーを含む。)	0.1	
その他の果実 ^{注2)}	0.1	
その他のスパイス ^{注3)}	20	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。